

看護職員の業務従事者届 よくあるお問合せ（Q&A）

	問合せ		回答	
対象者	Q1	保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」とする。）の業務従事者届は必ず提出しなければならないのですか。	A1	保健師助産師看護師法第 33 条には、「業務に従事する看護師等は、2 年毎の年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、翌年の1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。」とあり、この規定に違反した者は 50 万円以下の罰金に処する（保健師助産師看護師法第45 条）と明記されています。業務に従事している場合は、必ず提出してください。
	Q2	業務従事者届の対象者を教えてください。	A2	対象者は、免許を取得し、看護師等の業務に従事している人です。看護師等の業務に従事していない方は、届出の必要はありません。また、12 月 31 日現在、産前産後休暇、育児休業、介護休業等で休職している方、長期研修中でも雇用関係がある方は、対象者となります。
	Q3	現在、育児休業中で仕事をしておりません。業務従事者届の提出は必要ですか。	A3	育児休業中でも、退職されていない限り、提出の必要があります。
	Q4	准看護師の免許を所持していますが、現在、介護施設で介護職員として勤務しています。届出は必要ですか。	A4	現在の就業に「看護業務」は含まれていますか。含まれている場合は、業務従事者届を提出してください。
	Q5	看護師の免許を持っていますが、ケアマネージャーとして勤務しています。届出は必要ですか。	A5	看護職員として勤務していなければ、提出は不要です。ただし、施設等において、ケアマネージャーと看護師を兼務している場合等は、提出が必要です。
氏名	Q6	籍に登録している氏名は旧字体（例：瀧澤）ですが、通常は新字体（例：滝沢）を使用しています。業務従事者届を新字体（例：滝沢）で記入してよいですか。	A6	記入要領に「籍に登録されている氏名を正確に記入すること」とありますので、旧字体（例：瀧澤）で記入してください。
	Q7	結婚により姓が変わりました。免許証が旧姓のままなのですが、どうしたらいいですか。	A7	令和4年12 月 31 日現在の戸籍上の名前を記入してください。その上で、備考欄に「改姓による」と記入してください。また、免許証については、所管の保健所にて籍訂正の申請が必要です。
住所	Q8	住民票の住所と現住所が異なるのですが、どちらを書けばいいですか？	A8	現住所（令和4年1 2月3 1 日現在に住んでいる住所）を記入してください。住民票と違っていても構いません。
	Q9	県内で就業していますが、県外に住んでいます。届出票の提出先は、所管の保健所となっていますが、県外の「住所地」を所管する保健所でも良いのでしょうか。	A9	届出票の提出先は、「就業地」を管轄する保健所です。
免許の登録番号及び登録年月日	Q10	免許の登録年月日がわかりません。	A10	登録年月日は免許証に記載されていますが、再交付や書換え交付された場合は、免許証の裏に記載されている場合があります。
	Q11	登録年月日の欄は、どの日付を書いたらよいですか。最初に免許を受けた日ですか、それとも、籍訂正書換えや再交付の年月日ですか。免許に両方の日を書いてありますが、どちらを書いたらよいかわかりません。	A11	登録年月日は、あくまでも「最初に免許を受けた日」です。籍訂正書換えや再交付年月日ではありません。
	Q12	免許証を紛失し、免許番号等がわかりませんが、どのようにすれば良いのでしょうか。	A12	免許証を紛失した場合等については、再交付申請が必要となります。再交付申請を行っても従事者届の提出期限に間に合わない場合は、取り急ぎ、勤務先等に確認するなどして必ず記入してください。その他やむを得ない場合は、「不明」と記入してください。 【保健師・助産師・看護師の場合】 再交付には時間がかかりますが、官製はがき（表に送付先住所氏名を記入し、裏はなにも記入せず白紙のもの）を再交付申請に添付すると、登録年月日、番号などを先に確認することができます。ただし、はがきの到着にも数日を要します。 ※なお、県庁や保健所で免許番号等を回答することはできません。 【熊本県准看護師の場合】 再交付申請時、登録者本人が保健所に来ていただければ、本人確認を行ったうえで登録年月日、登録番号等を回答することができます。 ※本人以外による照会や、電話による照会では回答できません。
	Q13	准看護師免許と看護師免許のどちらも持っています。この場合、届出票の「免許の種別」には、どのように記入すれば良いのでしょうか。	A13	保有する全ての免許についての記入が必要です。准看護師、看護師いずれの免許についても記入してください。

	問合せ		回答	
	Q14	免許の登録番号が「例：３６２８４」の場合、どのように記入すれば良いでしょうか。	A14	右詰めとし、空欄には「０」を記入してください。 「記入例：００３６２８４」
	Q15	免許の種別の欄に、厚生労働省の隣に、（ 都道府県）と書いてあるのは何ですか。 本籍が熊本県の場合は、熊本県と書かなければいけないのですか。	A15	昭和２３年以降に免許を登録した方は、記入の必要はありません。 ＜参考＞保健師、助産師、看護師の免許は、かつては各都道府県が発行していましたが、昭和２３年に保健師助産師看護師法（当時は保健婦助産婦看護婦法）が施行されてから、都道府県が発行する免状から厚生省が発行する免許に変わりました。現在でも、都道府県免状で業務をしている方がいらっしゃるので、このような欄が設けられています。
主たる業務	Q16	保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許を持ち、助産師と看護師の業務を行っています。現在、主に助産師の業務を行っている場合の届出について教えてください。	A16	保健師、助産師、看護師及び准看護師の登録番号と、登録年月日をそれぞれ記入し、主たる業務を助産師として届出てください。 主たる業務として選択するのは一つだけです。
業務に従事する場所	Q17	同一法人が設置する特別養護老人ホームと居宅サービス事業所の２ヶ所で勤務しています。業務に従事する場所は、どちらを選択すればいいですか。	A17	複数の場所で勤務している場合は、主たるものを一つだけ選択してください。
	Q18	複数の施設で勤務しています。私の分の届出票として、それぞれの施設から届出票を一枚ずつ渡されたのですが、両方とも提出しないといけませんか。	A18	提出は１人１枚です。主に従事している施設の分についてのみ、１枚記入して届出をしてください。複数の届出票を提出する必要はありません。
	Q19	「訪問介護事業所」に勤務している場合は、「業務に従事する場所」はどれに該当しますか。	A19	「５－４居宅サービス事業所」を選択してください。 ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所や、夜間対応型通所介護事業所の場合は、「５－６その他」を選択してください。
	Q20	「デイサービス（通所介護事業所）」に勤務している場合は、「業務に従事する場所」はどれに該当しますか。	A20	「５－４居宅サービス事業所」を選択してください。 ただし、地域密着型通所介護事業所（定員１９人以下）や、認知症対応型通所介護事業所の場合は、「５－６その他」を選択してください。
	Q21	「養護老人ホーム」や「軽費老人ホーム」に勤務している場合は、「業務に従事する場所」はどれに該当しますか。	A21	介護保険法上のサービスを行っている場合は、「５介護保健施設等」の該当するものを選択してください。 ※特定施設入居者生活介護事業所の場合は「５－４居宅サービス事業所」、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（定員２９人以下）の場合は、「５－６その他」を選択します。 介護保険法上のサービスを行っていない場合は、「６－１老人福祉施設」を選択してください。
	Q22	「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」に勤務している場合は、「業務に従事する場所」はどれに該当しますか。	A22	介護保険法上のサービスを行っている場合は、「５介護保健施設等」の該当するものを選択してください。 ※特定施設入居者生活介護事業所の場合は「５－４居宅サービス事業所」、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（定員２９人以下）の場合は、「５－６その他」を選択します。 介護保険法上のサービスを行っていない場合は、「１０その他」を選択してください。
	Q23	「グループホーム」に勤務している場合は、「業務に従事する場所」はどれに該当しますか。	A23	「５－６その他」を選択してください。 （※認知症対応型共同生活介護事業所）
	Q24	「認定こども園」に勤務している場合は、「業務に従事する場所」はどれに該当しますか。	A24	幼保連携型又は保育園型であれば、児童福祉法に規定されるため「６－２児童福祉施設」、幼稚園型であれば、学校教育法に規定されるため「１０その他」を選択してください。
常勤換算	Q25	短時間労働者です。施設の就業時間は週 38.75 時間（38 時間 45 分）ですが、私の所定労働時間は 29 時間です。常勤換算は何人になるのでしょうか。	A25	$29 \text{ 時間} \div 38.75 \text{ 時間} \div 0.75 \text{ 人}$ 小数点第２位を四捨五入するので 0.8人となります。
	Q26	フルタイム労働者とは何ですか。非常勤やパート職員なら、短時間労働者になるのでしょうか。	A26	フルタイム労働者とは、１週間の所定労働時間が４０時間程度（１日８時間・週５日勤務等）の方を指します。非常勤職員の方であっても、同程度の労働時間の場合にはフルタイム労働者としてください。 ※詳しくは記入要領 １１をご参照ください。
	Q27	雇用形態は正規雇用であるが、病気や育児のために短時間の勤務の場合、常勤換算はどのように記載したらよいですか。	A27	短時間労働者にあたります。記入要領 １１をご参照のうえ、常勤換算した数値をご記入ください。

		問合せ	回答	
	Q28	産休中や育休中等の場合、常勤換算はどのように記載したらよいですか。	A28	「2短時間労働者」を選択し、「常勤換算数」には、（0.0人）と記載してください。

	問合せ		回答	
従事期間	Q29	「従事期間等」の、「新規」「再就業」「転職」のどれを選べばよいかわかりません。	A29	・「新規」：免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した方 ※但し、免許取得後、1か月以上看護師等として従事していなかった方は「その他」を選択してください。 ・「再就業」：看護職から離れてからのブランクが1年以上ある方 ・「転職」：看護職から離れたが、ブランクが1年未満の方 ※熊本県医療政策課ホームページ掲載の「「新規」「再就業」「転職」の考え方」をご参照ください。
	Q30	平成28年に就業し、令和2年の4月に現在の勤務場所に転勤になりました。従事期間は1年未満ですか。	A30	設置主体が同じ場合（例：同一法人の設置する病院と老人保健施設）は、連続した勤務と見なしますので、従事期間は「2年以上」となります。しかし、設置主体が異なる場合（例：同一敷地内にあるが医療法人立と社会福祉法人立の施設）は、従事期間は「1年未満」となります。
	Q31	同じ法人内（系列店）から異動・転勤してきた場合は従事期間はどのようになりますか。	A31	法人に採用となった時点からの年数を従事期間としてください。ただし、採用当初は看護職として勤務しておらず、途中から看護職として勤務している場合には、その時点からの年数を従事期間としてください。
	Q32	看護師から保健師に業務（職場）を変えた場合は、従事期間をどう考えればよいですか。	A32	設置主体が同じであれば、免許の種別や勤務形態に変更があっても連続勤務とみなして、従事期間を回答してください。
	Q33	再任用の場合は、従事期間をどう考えればよいですか。	A33	再任用された場合は、一度退職して雇用関係が切れているので、同じ職場であっても、継続している勤務とはみなしません。退職から再任用までの期間が1年以上であれば「再就業」、1年未満であれば「転職」としてください。
施設管理者向け	Q34	自施設には、届出が必要な対象職員がいませんが届出票が届きました。届出票を出さないといけませんか。	A34	対象職員がいない場合、届出票をご提出いただく必要はありません。調査に際し、各施設における対象職員の把握に努めていますが、正確に把握するのが困難な状況ですので、対象職員がいる可能性のある施設に送付させていただいております。ご理解くださいますようお願いいたします。
	Q35	届出票が足りません（届きません）。どうしたらよいですか。足りない分は送ってもらえるのでしょうか。	A35	各施設の職員の人数を正確に把握することが困難なため、こちらから送付する届出票が少ない（又は送付しない）場合があります。届出票が不足する場合は、お手数ですが、コピー又は熊本県医療政策課のホームページからダウンロードをお願いいたします。
	Q36	届出票が免許を持っている職員の数より多く届きました。届いた分は全て記載しなければなりませんか。	A36	各施設の職員の人数を正確に把握することが困難なため、こちらから送付する届出票が多くなってしまうことがありますが、届出票が実際の人数より多く届いたとしても、1人1枚のみ届出票を提出頂くようお願いいたします。不要な分については返却不要です。